

第4章 小・中学校における「個別の教育支援計画」を 視野に入れた取り組みの実際

神奈川県における支援教育の取り組み；県指導主事の動き方
—県内85校の小・中・高等学校への訪問から学んだこと—

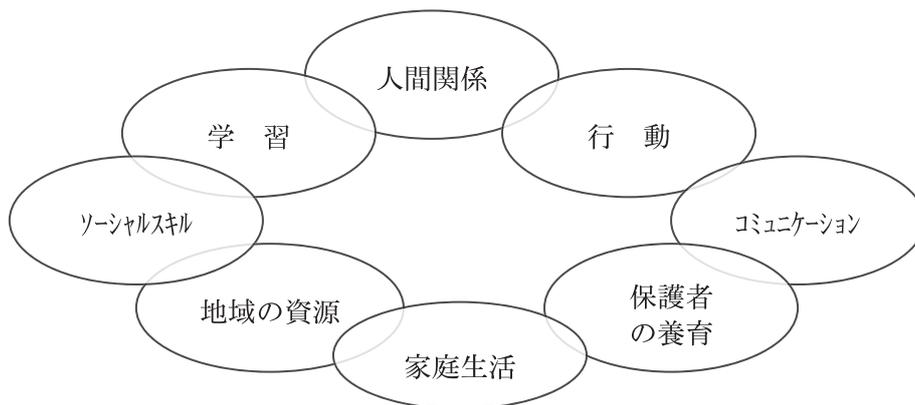
1. 現状を知る< I >

(1) 現状と支援の概観

子どもたちはすべて、様々な悩みや課題を抱えるとともに、その解決に向けて、自分自身で何とかしようと努力しています。学校教育では、こうした子どもたちの努力について、直接間接を問わず、その子どもにあった方法で働きかけをしていくことが必要です。このような子どもたち一人ひとりのもつ独自の課題が、その子どもの「教育的ニーズ」であり、その子どもに応じた働きかけが「支援教育」です。「支援教育」は、小・中学校、高等学校、または盲・聾・養護学校という学校種を越えて、どの学校でも行わなければならない、個々の子どもを大切にしている学校教育そのものです。

病理学的な障害のあるなしにかかわらず、子どもや保護者が学校・家庭・社会生活で苦戦してしまう状況があり、その苦戦してしまう状況を自力で解決することが難しい子どもたちに対し、「学校・家庭・地域社会という広い視点」と「将来の生活という視点」に立って環境との調整（苦戦しない状況づくり）を進めていくことが支援教育と言えます。

いまの通常学級に在籍し、自力では解決することが困難な課題をもつ子どもたちの多くは、学習、行動、人間関係などの課題に加え、家庭生活や保護者等との調整を必要とする課題が複合的に絡み合っています。



それゆえ、 医療、福祉、教育、労働等の機関連携

乳幼児期から卒業後までの一貫した相談と支援 が必要となります。

相談
(家族支援)

整 師 位 集
か 置 団
ら づ の
の け 中
環 る に
境 個
調 教
を

(2) 自力では解決することが困難な課題をもつ子どもに対する教育の現状と必要な支援

① 小学校就学前

- 現 状 a. 先生や保護者は、子どもの様子が他の子どもと違うと感じている
- 必要な支援 a. 児童の発達に関する相談体制の充実
- b. 家族を支える継続的な療育相談支援
- c. 本人も保護者も大きな不安を抱える小学校就学時における適切な移行支援

② 小学校

- 現 状 a. 学習、行動、人間関係等の課題が顕在化している

ボランティア等を問わず資源を繋げる働きかけをするのが県の役割です。

3. 現状を知る<Ⅱ> 一関係機関等への訪問を通して、実践への意味づけと情報提供、全てを関連づける一

(1) 文部科学省指定学力向上フロンティアスクール事業報告

- 少人数指導、習熟度別指導、TT、個別指導など個の学習スタイルに応じた多様な指導方法の研究と実践
- 学級経営、生活指導、教育相談、家庭との連携等を基盤とすることの重要性

(2) 不登校への対応

- コーディネーター、チームシステム、相談、ケース会議、外部機関の活用等の対応手法は同じ
- 校内・校外の連携資源もほぼ同じ

(3) 各市町村の相談センター

- 不登校も軽度発達障害も対応は同じなので、学校とさらに連携する必要
- 対象によって所管が異なるのではなく、市町村の資源をもっと有効活用

(4) 県福祉の総合相談窓口

- 市町村教育委員会と連携して、学校を巡回して、軽度発達障害の相談に積極的に対応している窓口がある

(5) 児童自立支援施設

- 複合的に絡み合った子ども達の課題を地元地域とどう連携していくのか
- 通常学級の中には微妙なバランスの中で生活・学習している子どもが増えている

(6) フリースクール等

- 子どものニーズに応じた内容、方法、グループによる展開
- 県教育委員会との連絡協議会を設置

(7) 知的障害児通園施設

- 保護者と担当者の思いと具体的な支援をどう繋げるか。
- 地域で地域の子供達と一緒に過ごさせたい（並行通園で培ったものを）。

(8) 特例子会社

- 神奈川県には全国的にも恵まれた数の特例子会社がある
- 自立に向け、学校では基本的な力をしっかり身につけて欲しい

(9) 地域作業所

- 人、施設、運営もかなり厳しい状況で、生活支援にまで取り組んでいるところもある

(10) 就労援助センター

- 軽度発達障害の相談には応じるが働く場が不足しているのが現状

(11) 障害者職業センター（障害者職業能力開発校）

○青年期の軽度発達障害の相談に積極的に関わってきた経緯がある

(12) グループホーム

○ニーズもますます増えるが、人的条件整備が必要

(13) 保護者の会

○将来の不安に対する保護者同士の支え合い（ライフステージに応じた子育てカウンセリング）の活動が必要

○保護者の会の中に就労支援部会を設けている会がある

(14) 余暇活動・社会教育

○社会教育団体に軽度発達障害の子どもと保護者が参加して、地域の子どもたちと土日を過ごす中で社会性や体験を深めている事例が増えている

(15) 児童相談所

○学校と民生・児童委員との連携が充実しつつある。

○家族全体の支援の必要性が高まっており、ファミリーグループカンファレンスに取り組む児童相談所がある

4. かながわの「個別の支援計画」

平成16年4月～11月の期間、「個別の教育支援計画」作成検討委員会を設置し、12月に就学前機関・小・中・高・養護学校等・進路先の一貫連携を進めるため「神奈川の『個別の支援計画』」として策定した。

作成そのもの以上に、支援教育の実践と関係機関との連携の実践の蓄積（地域おこし・実行の伴ったネットワーク化）が必要であり、その後に作成する必要性が個々に応じて見えてくると思われます。

○簡便な様式で全てが繋がることが重要です。

○趣旨を理解し、活用されるように周知を図ること及び作成支援のシステムと研修システムが重要です。

※「個別の支援計画」は県教育委員会のホームページで閲覧できます。

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ed_sien/sien/kobetusien.pdf

5. 今後の課題

○障害のあるなしに関わらず、子どもと家庭を支援する総合的な政策が必要。

○幼・小・中・高の連携とは、発達の違いに応じて、各校種の役割分担を明確にすることとされます。社会自立に向けた、具体的な教育の目標設定が必要となります。

また、その目標を学校、家庭、地域で共有することが重要です。

○相談と児童生徒の把握を継続的に担当できる教育相談（特別支援教育）コーディネーターの専任配置。

○教育課程（交流及び共同学習）、T T、授業改善（指導案の中に個別事項）、アセスメント、ソーシャルスキル及び自己理解学習等の各論の実践研究。

支援教育推進のための相談（就学・教育・生活・進路）及び指導システム体系イメージ

